



学校を開き、生徒の未来を拓く

#### □ ちょボラ

「ちょボラ」という言葉をご存じでしょうか？「ちょっとしたボランティア」を略した言葉です。AC（公共広告機構）が提唱したキャッチフレーズで、2001年頃に使われていました。CMではゴミ箱の周りに散らばったゴミを片付けることや、子どもが横断歩道を渡ろうとするときに一緒に渡ることなどを「ちょボラ」として紹介しています。ちなみにCMはYouTubeで見ることができます。

自分の時間を無理のない範囲で使い、日常生活の中でできる「ちょっとしたボランティア」が社会に溢れると、きっと皆が生きやすい世の中になっていくだろうと思います。

コロナ禍により中断されていた地域ふれあい事業が、今年度は各自治会の工夫により再開されると聞いています。生徒が皆の前でラジオ体操の手本を示したり、クリーン活動に無理のない範囲で参加したりすることは、まさしく「ちょボラ」だと考えています。

#### □ 「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」について

学校便りNO.2で「チャットGPT」を話題にしました。既にマスコミ報道もされていますが、この「チャットGPT」を含む生成AI※1について、文部科学省から暫定的なガイドラインが示されました。夏季休業中の課題に関することもありますので、ガイドラインの一部を示された文言のまま紹介します。

##### ■概要

- ・学習指導要領における情報活用能力の育成に関わって、生成AIの仕組みの理解や生成AIを学びに活かす力等の育成は重要である。
- ・一方、生成AIは発展途上であり、個人情報流出、著作権侵害のリスク、偽情報、批判的思考力や創造性への影響など様々な懸念もあり、児童生徒の発達の段階を十分に考慮することが必要である。（特に、小学校段階の児童に利用させることは慎重な対応が求められる。）
- ・利用規約 Chat GPT (OpenAI社)・・・13歳以上、18歳未満は保護者同意  
Bing Chat (Microsoft社)・・・成年であること、未成年は保護者同意  
Bard (Google社)・・・18歳以上

##### ■活用に不適切な例

- ・生成AI自体の性質やメリット・デメリットに関する学習を十分に行っていないなど、情報モラルを含む情報活用能力が十分育成されていない段階において、自由に使用すること。
- ・各種コンクールの作品やレポート・小論文などについて、生成AIによる生成物をそのまま自己の成果物として応募・提出すること。
- ・詩や俳句の創作、音楽・美術等の表現・鑑賞など子供の感性や独創性を発揮させたい場面、初発の感想を求める場面などで最初から安易に使用すること。
- ・テーマに基づき調べる場面などで、教科書等の質の担保された教材を用いる前に安易に使用すること。

##### ■夏季休業中の課題等について

- ・AIの利用を想定していないコンクールの作品やレポートなどについて、生成AIによる生成物をそのまま自己の成果物として応募・提出することは評価基準や応募規約によっては不適切又は不正な行為に当たること、活動を通じた学びが得られず、自分のためにならないこと等について十分に指導する。（保護者に対しても、生成AIの不適切な使用が行われないよう周知し理解を得ることが必要）

※1 生成AI：「ジェネレーティブAI (Generative AI)」とも呼ばれるAI (人工知能) の一種です。AIを用いて創造的・独創的な成果物を生み出すことができることが特徴的で、生成できるものは楽曲や画像、動画、プログラムのコード、文章など多岐にわたります。